

静岡県告示第424号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき一級河川大井川水系下流ブロック河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、一級河川大井川水系下流ブロック河川整備計画は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

=====

静岡県告示第425号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき二級河川巴川水系河川整備計画を変更したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川巴川水系河川整備計画は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

=====

静岡県告示第426号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき二級河川興津川水系河川整備計画を変更したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川興津川水系河川整備計画は、令和3年4月16日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月16日

静岡県知事 川勝平太

=====